

区画整理反対ニュース

羽村駅西口区画整理反対の会 2016 (H28) 9. 23 No.225

山下一夫 羽東 1

羽賀 慧 羽東 2

区画整理図面 前提の「地区計画案」等に反対 常にみんなで意思表示。意見書を書こう！

—意見書の提出は、9月23日～10月7日(金)—

6月に我々が提出した地区計画(原案)意見書に対する市の答弁

山崎：6月に提出された意見書の主な内容は？

市長：「区画整理を前提とした地区計画案に反対する」との意見が多く、その他「手続きが違法である」「配布資料が説明不足である」などの意見や地区計画原案以外に関する意見も多くあった。

山崎：住民の意見はどのように反映させたか？

市長：地区計画に関わる意見も、地区計画原案で対応できる内容だったので、意見書による修正は行わないものとして、原案を決定した。

なお、ここで提出された様々な意見は、整理したうえで記録に残し、今後の条例改正等の参考資料として保管している。

市長：今後の予定は、平成29年1月1日施行に向け、9月下旬から10月上旬に、(都市計画案を縦覧し)意見書の受付を行う。

山崎：この区画整理事業、期間は30年。地区計画・用途地域が掛かると、施行されてない所は今まで通り、施行されている所は決められた用途地域と地区計画になり、非常に混乱するのではないか？

小作駅周辺も羽村駅東口も区画整理をしたが「地区計画」はない。

細谷 部長：住みよい街にしようという住民の意見とか、感情とか、市の意向が合わさった時に初めて、地区計画制度をその地区に導入していこうという機運が生まれてくると考えている。

反対の会コメント

「意見は、整理したうえで記録に残し、今後の参考資料として保管」とは、何時ものごとく聞き置くのみということだ。

また、多くの住民が基盤の目の街並みに反対しているが、市は「反対を提起していない所で出来る所から個別交渉を進める」という。羽村市主導の「まち壊し」。

どんなことでも、おかしいことは、おかしいと声を上げていくことが大切

意見書提出について

(意見書対象者は、羽村市民及び利害関係者です)

1、反対の会 経由で市へ提出する方

下記ポストに10月6日(木)までに投函又はF a Xをして下さい

山下一夫 羽東1	浅井新太郎 羽東1
山崎陽一 羽東2 ☎555-5098	神屋敷和子 羽東2 ☎555-4187
秋山純子 羽東2	塩野充子 川崎1
<u>FaXの方</u> 神屋敷和子 fax 042-555-4132	山崎陽一 fax 042-555-5098)

2、直接、羽村市へ提出する場合

- ・直接持って行く方：市役所2階 都市計画課窓口(様式は問わないとのことです)
- ・郵送は 〒205-8601(市役所の住所は不要とのことです。10月7日(金)消印有効)
(出来ましたら反対の会にコピー、または提出したことをご連絡ください)

一寄せられた御意見一

- ⊙ 用途地域：羽村駅西口地区は、容積率を上げずに緑の多い今の環境を守るべき。
- ⊙ 用途地域：玉川上水に続く閑静な住宅地に広すぎる「商業・近隣商業地域」は、いらぬ。
- ⊙ 高度地区：商業地域の建物は高さ制限がなく、近隣商業地域は高さ21mまで可能という計画。日照や騒音等で住環境が大きく変わってしまう。
- ⊙ 用途地域：換地先が現在の用途地域より容積率が上がった所になれば固定資産税が上がるし、下がったところに行けば今の建物が建たないので困る。
- ⊙ 地区計画：「緑豊かでうるおいのあるまちなみ形成を目指す」とあるが、多くの庭を減歩で削り、巨大な3・4・12号線等で地域の約30%を道路にする区画整理計画と矛盾する。
- ⊙ 地区計画：「良好な住環境にする」というが、基盤の目の区画整理図面が街の特性や景観・環境を破壊する。
- ⊙ 地区計画：区画整理で減歩しておきながら、生け垣にしろとか、壁面を隣地から70cm離せ、また道路から1m離して建てろとは、おかしい話だ。
- ⊙ 意見書を書く期間が2週間では、あまりにも短すぎる。

平成28年9月市議会 一般質問にて

やっぱり、必要性はなかった。遠江坂仮設道路！ ・・・誰のための工事か・・・

山崎：遠江坂を通行止めにして工事をしたら、迂回路^{うかいろ}はあるか？

市長：奥多摩街道から川崎会館前を通る川崎街道や羽村堰入口交差点からお寺坂などを通行するルート等が迂回路になると想定している。
歩行者等の安全な通行の確保と円滑かつ安全な工事施工を最大限尊重した結果、仮設道路を選択し施工に至った。

山崎：遠江坂道路利用の自動車数、自転車数、歩行者数は？

市長：本工事は、交通量の多寡によって仮設道路の設置の要否を決めているものではないので、自動車数等の調査は行っていない。

山崎：仮設道路の設置基準は何か。誰が決めるのか？

市長：仮設道路の設置等の基準はない。

福生警察署、教育委員会及び羽村東小学校との調整を図るとともに、地域の現状を考慮したうえで、市として工事の施工方法について検討し、道路法や道路構造の技術基準を踏まえ、仮設道路を計画した。

山崎：これは市が作った計画である。仮設道路が何故必要かが明確ではない。そもそも、車の通行量も調べていない。通っている人の数も調べていない。

「仮設道路」警察は指示せず

山崎：通行止めにした時、迂回路はある。迂回路に何故出来なかったのか？

あそこは通行止めにはいけないという何らかの法的なものがあるのか？

「車は多少遠回りしても良いだろう。歩く人が通れる小道だったら木も切らずに出来るのではないか」と住民が提案した。

また、今の遠江坂は巾3m、仮設道路は4.5m、どのような判断をしたのか？

石川：警視庁、福生警察との協議の中でこの位置付けをしてきた。
部長

山崎：福生警察という言葉が出てきたが、福生警察が1.5mの歩道を造れと言った訳では無い。福生警察はなんと言ったのか？

石川：現状の幅員の構成とか、通学路に指定されている状況を踏まえ、また、登り
部長 坂になっていて、非常に視認性に問題があるため、より安全な仮設道路ということで、巾4.5mに至った。

山崎：福生警察に聞きました。

福生警察は、「仮設道路を造るかどうかは道路の管理者（羽村市）が決める。

安全を確保するという事を求めた。それだけだ」と。「その為には、仮設道路に今あるような白と緑の歩道と分ける線を付けて欲しいと言った」と。それなら、そのように答えて欲しい。警察と言えど何でも済むように思われても困るのではないか。(警察を利用したことになる。)

切った木は、戻らない!

山崎「仮設道路のための伐採樹木数、種類、樹齢は？」

市長「伐採した樹木は、20本で、種類については、ケヤキ、シュロ、エノキ、サカキ、シラカシ、ウメ、イロハモミジ、サワフタギ、スギの9種類。

おおよその樹齢は、エノキ約37年、ケヤキが約35年、シラカシが約31年。」

山崎：切った木は戻らない。羽村市は、一方で、「自然環境を守る」と言いながら、区画整理だったら何やっても良いのか、これは市民感情として認めがたい。

山崎：仮設道路と樹木伐採費及び、工事費の細目は？

市長：工事費は、契約額1千803万6千円。内訳は、仮設道路の工事費が、約667万円、樹木伐採費、約320万円、雨水管布設工事費、約816万6千円。

無駄・無理・無謀な区画整理に執着し、いたる所に悪影響

水野議員：「他市と比較して、路面の劣化が進んでいる」との声が届いている。

市内全域の道路155km。路面調査での損傷発見は随時行っているのか？

観光振興との関係で駅から根がらみに行く間について、西口区画整理が終わるまで待っていたら30年かかる。観光で来た人が快適に過ごせるよう西口区画整理を待たずに早く改善すべき。

印南議員：西口駅前周辺は、平成33年から権利者と交渉するとの答弁があった。

西口駅前をベビーカーや車いすが車道を通して良い訳がない。区画整理の計画で実行しようとするのが難しい。綺麗で歩きやすい側溝の整備をして欲しい。

石川 部長：3.4.12号線は都道で都の管理。区画整理の中で100%都の補助、お金をもらって整備することになっているので、区画整理部の立場で都の建設局に話するのは難しい。市の中で組織横断的に夫々の部署を通して要望や要請を行う。

反対の会コメント

西口の道路の損傷箇所もほったらかしだ。市は責任逃れをしていて無責任。

巨大な都道や駅前広場を造るために住民の土地や清算金を東京都に差し出させ、東京都の天下り先の都市づくり公社に巨額を貢ぎ、東京都にへつらう羽村市。これでは西口区画整理区域の住民ばかりでなく至る所に悪影響が及ぶ。

